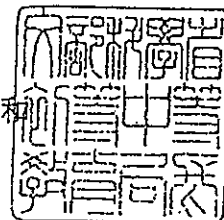


原本を 医療政策部
写しを 障害・少子・生活福祉部
送付しています。
福祉保健局総務部総務課文書係

29文科初第882号
障発0915第10号
平成29年9月15日

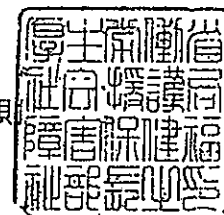
各 { 都道府県知事
国公立大学長 } 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
宮寄雅則



(印影印刷)

公認心理師法施行規則第5条第26号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設及び同施行規則附則第6条第2号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設並びに公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設第24号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設について

公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第5条第26号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設及び同施行規則附則第6条第2号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設並びに公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号。以下「告示」という。）第24号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設は、下記のとおりとすることとする。

ついては、適正な実施を期されるとともに、各都道府県知事におかれては、都道府県教育委員会、管内市区町村、関係機関等に対する周知につき配慮されたい。

記

第1 施行規則第5条第26号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

- 1 国又は地方公共団体が、心理に関する支援を要する者に対し、心理に関する支援を実施している場合は、当該施設
- 2 施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設及び1の施設のほか、法人が公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合は、当該施設

第2 施行規則附則第6条第2号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

- 1 国又は地方公共団体が、心理に関する支援を要する者に対し、心理に関する支援を実施している場合は、当該施設
- 2 施行規則第5条第1号から第25号までに掲げる施設及び1の施設のほか、法人又は個人（原則として税務署に開業の届出を行っている者に限る。）が法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合は、当該施設

第3 告示第24号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

- 1 国又は地方公共団体が、心理に関する支援を要する者に対し、心理に関する支援を実施している場合は、当該施設
- 2 告示第1号から第23号までに掲げる施設及び1の施設のほか、法人が法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合は、当該施設

[本件担当]

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

電話：03-5253-4111（内線4950）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課公認心理師制度推進室

電話：03-5253-1111（内線3113、3112）